

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◆告 示 字の区域の変更等(四件)(地方課)

土地改良法による換地処分(四件)(農村整備課)

告 示

鳥取県告示第三百六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による東郷(別所)地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十二年九月十八日現在の地番による。)
大字別所字浮谷	大字別所字浮谷のうち六二の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字別所字屋敷	大字別所字屋敷の全域 大字別所字二ノ浮谷五六の二の一部 大字別所字浮谷六二の三と一体をなす国有地の一部 大字別所字式ノ別所谷一六五の一部並びに一六六、一六八の三、一六八の一と一体をなす国有地の一部
大字別所字別所谷	大字別所字別所谷二八六の一の一部、二八七の一の一部、二八七の二、二八七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字別所字式ノ別所谷	大字別所字式ノ別所谷のうち一六五の一部、一七四の一部、一七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六六、一六八の一、一六八の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字別所字二ノ浮谷	大字別所字二ノ浮谷五〇の一の一部、五四の一の一部、五五の一の一部
大字別所字二ノ浮谷	大字別所字二ノ浮谷のうち四九の一部、五〇の一の一部、五四の一の一部、五五の一の一部、五六の二の一部以外の区域

<p>大字別所字奥別所谷</p>	<p>大字別所字奥別所谷のうち一九三、一九四の一部、一九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字別所字三ノ別所谷一九〇、一九一の三の一部、一九一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字別所字三ノ別所谷</p>	<p>大字別所字三ノ別所谷のうち一九〇、一九一の三の一部、一九一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字別所字二ノ浮谷四九の一部、五〇の一の一部 大字別所字式ノ別所谷一七四の一部、一七六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字別所字奥別所谷一九三、一九四の一部、一九五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第三百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による旭西地区湯谷工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和六十二年十二月二十五日現在の地番による。）</p>
<p>大字湯谷字檜木前</p>	<p>大字湯谷字檜木前四八の一の一部、四八の二、四八の三、四九の一の一部、四九の二、七一の一の一部、七一の二の一部、七二の一、七二の二、七三、七四、七五の一から七五の三まで、七六の一、七六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯谷字上湯谷二一〇の四、二一一の一の一部、二一二の一部、二一三の三、二一四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字湯谷字村通</p>	<p>大字湯谷字檜木前四八の一の一部、四八の二、四八の三、四九の一の一部、四九の二、七一の一の一部、七一の二の一部、七二の一、七二の二、七三の一部、七四の一部、七五の一から七五の三まで、七六の一、七六の二及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字村通の全域 大字湯谷字村前通二〇三の一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字湯谷字祈禱田</p>	<p>大字湯谷字祈禱田のうち一五四の一部、一五六から一五九までの一部、一六九の一の一部、一六九の二、一七〇の一の一部、一七〇の二、一七四の一の一部、一七四の二、一七四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一七一、一七三、一七七と一体をなす国有地以外の区域 大字湯谷字築山二七八の一の一部、二七八の六の一部、二七九の三の一部、二八〇から二八二まで、二八三の一部、二八九の二の一部、三〇七の一部、三〇八、三〇九の一部、三一五から三一七までの一部、三一八から三二〇まで及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字下土井三二一の一部、三二二の一部、三三三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字湯谷字村前通</p>	<p>大字湯谷字青木三六五の一部、三七六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字湯谷字上湯谷</p>	<p>大字湯谷字榎木前七一の一部、七三の一部、七四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字祈禱田一六九の一部、一六九の二、一七〇の二、一七〇の三、一七四の二、一七四の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一七三、一七三、一七七と一体をなす国有地の一部 大字湯谷字村前通のうち二〇三の一部、二〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯谷字上湯谷二〇五から二〇七まで、二〇八の一、二〇九の三、二一一の二の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字西河原二六三の二の一部、二六七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字築山二七一の一部、二七二の一部、二七三から二七五まで、二七六の六、二七六の七、二七八の二から二七八の三までの一部、二七九の二、二七九の二、二七九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字湯谷字西河原</p>	<p>大字湯谷字西河原のうち二六三の二、二六七の三、二六八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字湯谷字築山</p>	<p>大字湯谷字西河原二六三の二の一部、二六七の三の一部、二六八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字築山のうち二七一の一部、二七二の二の一部、二七三から二七五まで、二七六の六、二七六の七、二七八の二</p>
<p>大字湯谷字下土井</p>	<p>から二七八の三までの一部、二七八の六の一部、二七九の二から二七九の三まで、二八〇から二八二まで、二八三の一部、二八九の二の一部、二九五の二、二九六から二九九まで、三〇〇の二、三〇〇の三、三〇〇の四、三〇〇の二、三〇四から三一〇まで、三一〇の二、三一〇の三、三一〇の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字湯谷字青木</p>	<p>大字湯谷字祈禱田一五四の一部、一五六から一五九までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字下土井三二二の一部、三二二の二の一部、三二二から三二六まで、三二七の一部、三二八の二の一部、三二八の三の一部、三三三から三三三までの一部、三四六の二の一部、三四七の四の一部、三四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字青木のうち三六五の一部、三七六の二の一部、四〇二の二の一部、四〇三の二の一部、四〇四の二の一部、四〇五の二の一部、四〇五の三の一部、四〇六の二の一部、四〇六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯谷字下河原四〇七の二から四〇七の三までの一部、四〇八の三の一部、四〇八の四の一部、四〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字湯谷字下河原	大字湯谷字茶ヶ谷四六七の五
大字湯谷字平イ谷	大字湯谷字青木四〇二の一の一部、四〇三の一の一部、四〇四の一の一部、四〇五の一の一部、四〇五の二の一部、四〇六の一の一部、四〇六の二、四〇六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字湯谷字下河原のうち四〇七の一から四〇七の三までの一部、四〇八の三の一部、四〇八の四の一部、四〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字湯谷字平イ谷四六四及びこれと一体をなす国有地
大字湯谷字茶ヶ谷	大字湯谷字平イ谷のうち四六四及びこれと一体をなす国有地以外の区域 大字湯谷字茶ヶ谷のうち四六七の五以外の区域

鳥取県告示第三百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による森地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和六十二年十二月二十一日現在の地番による。）
大字森字太陽ヶ丘	大字森字養老谷の一の二から一の五まで、二、三、四の二から四の四まで、五、六、七の一、七の二、八から十二まで、一三の二、一四から二〇まで及びこれらと一体をなす国有地 大字森字養老口二の一、二の二、二二から二五まで、二六の一、二六の二、二七、二八の一、二八の二、二九から三一まで、三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字森字岩田三四の一、三五の二、三六、三七及びこれらと一体をなす国有地 大字森字岩田口四八の二、四九から五七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十二年十二月二十一日現在の地番による。）
大字森字養老谷	大字森字養老谷のうち一の二から一の五まで、二、三、四の二から四の四まで、五、六、七の一、七の二、八から一二まで、一三の二、一四から二〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字森字養老口	大字森字養老口のうち二の一、二の一の二、二二から二五まで、二六の一、二六の二、二七、二八の一、二八の二、二九から三一まで、三三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字森字岩田	大字森字岩田のうち三四の一、三五の二、三六、三七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字森字岩田口	大字森字岩田口のうち四八の二、四九から五七まで及びこ

れらと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第三百六十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下畑地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和六十三年一月十日現在の地番による。)

大字下畑字岩井谷

大字下畑字岩井谷のうち五八三の一部、五八五の一部、五八七の一部、五九〇の一部、五九一の一部、五九四の一部、五九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字下畑字帝釋

大字下畑字帝釋の全域
大字下畑字岩井谷五八三の一部、五八五の一部、五八六の一部、五九〇の一部、五九一の一部、五九四の一部、五九五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字下畑字千穂平七二三の一部

大字下畑字千穂平

大字下畑字千穂平のうち七二三の一部以外の区域

大字下畑字ダケ

大字下畑字ダケのうち七五九の一部以外の区域

大字下畑字家ノ前

大字下畑字家ノ前の全域
大字下畑字下樫ノ實二八〇の一の一部、二八〇の二、二八一の一、二八一の二、二八二の二及びこれらと一体をなす国有地
大字下畑字ダケ七五九の一部

大字下畑字下樫ノ實

大字下畑字下樫ノ實のうち二八〇の一の一部、二八〇の二、二八一の一、二八一の二、二八二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字下畑字千穂

大字下畑字千穂のうち四三三の一部、四三四の一の一部、四三四の三の一部、四三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字下畑字上ヶ市四一四の一部、四一六の一部、四一七の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字下畑字サコノ平

大字下畑字サコノ平のうち七二〇の二以外の区域

大字下畑字上ヶ市

大字下畑字上ヶ市のうち四一四の一部、四一六の一部、四一七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字下畑字千穂四三三の一部、四三四の一の一部、四三四の三の一部、四三五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字下畑字サコノ平七二〇の二

鳥取県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東郷町が行う土地改良事業に係る東郷（別所）地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区湯谷工区の換地処分をして旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る森地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る下畑地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次